

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：キルギス全土
- (3) 案件名：農業機械化による粗飼料生産強化計画（The Project for Strengthening of Forage Production by Agricultural Mechanization）
- (4) 事業の要約：本事業は、粗飼料生産に必要な農業機械を供与することにより、良質な粗飼料(牧草)の生産強化を図り、もって同国の農業生産力の回復を通じた地域間格差の是正に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キルギス共和国において農業セクターは、GDPの20.2%（世銀、2012年）を占める重要な産業である。同セクターにおける畜産生産額の割合は47.6%であり、中でも酪農は、農業生産額の14.1%を占めており、肉生産に次いで高い。特に、乳・乳製品は、同国内でも数限られた自給産品の一つであり、隣国のカザフスタン等に対する更なる輸出も見込まれている。しかし、同国における酪農の状況は、乳牛飼養頭数及び生乳生産量が漸次拡大の傾向にある一方で、乳牛一頭当たりの生乳生産量はむしろ下降している。その大きな原因の一つとして、粗飼料の生産が乳牛の増頭に追いついていないことが挙げられる。この背景には、旧ソ連時代に連邦政府からの手厚い支援の下で進んだ農業の機械化が、1991年の旧ソ連崩壊に伴う独立・市場経済化により停滞したことがある。旧ソ連時代に集団農場単位で配備されていた農業機械は農地と共に分割・私有化され、大部分が小規模自作農となった農家の所有となったが、国からの補助金制度等の支援が無い中で新規の農業機械調達が困難になった。この結果、老朽化した農業機械を使い続けることによる効率低下や退役による稼働台数の減少により、粗飼料の収穫期に適期作業が行えず、十分な生産性が上げられていない状況である。このような状況を踏まえ、同国政府は、国レベルの開発戦略ペーパーとして国家協議会が策定した「国家持続的開発戦略2013-2017」において、農業機械化に関して「農業向け技術サービスの質を改善し、農業生産技術の近代化のための環境を作る」という施策を定めている。こうした背景の下、良質な粗飼料の生産強化を目的として農業機械化を促進することは、粗飼料生産増加による農家の収入増加にも貢献するとともに、酪農産業振興を通じた、輸出促進による経済の活性化にもつながることが期待できる。

- (2) 農業セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対キルギス共和国国別援助方針（2012年）における重点分野の一つ「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」の下に、開発課題「農業・ビジネス振興」、協力プログラム「農産品・農産加工品輸出促進プログラム」が定められており、本事業はこの方針に合致する。

- (3) 他の援助機関の対応

農機機械のリーシング事業においては、中国、トルコ、世界銀行等からの支援実績があり、供与された農業機械は、同国政府から国立農業銀行を通じて農家へリースされている。ただし、国立農業銀行のリース条件（頭金設定、利子率、支払期間）が厳しく、審査方法が担保や資産に重点を置いているため、リーシングを受けられる層が限定的であり、資金力の低い小規模農家が農業機械を使用出来ない状況であるため、本事業においては、小規模農家向けの支援を対象として他ドナーとの差別化を図る。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発政策及び我が国の援助方針に合致しており、また同国において重要な位置を占める酪農分野の開発に貢献するものである。さらに、本事業は2014年に同国で開催された「中央アジア+日本」対話第5回外相会合において、我が国による農業分野における対中央アジア支援の方針として採択された「ロードマップ」に沿ったものであり、2015年の安倍総理の同国訪問時の共同声明においても、上記ロードマップの枠内での協力推進及び農業分野の協力強化の継続が表明されていることから、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、粗飼料生産に必要な農業機械を供与することにより、良質な粗飼料（牧草）の生産強化を図り、もって同国の農業生産力の回復を通じた地域間格差の是正に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 調達機械の内容

トラクタ、ディスクモア（牧草刈取機）、ジャイロレーキ（牧草拡散・集草機）、ヘイベラー（牧草梱包機）等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計（リースシステムの制度設計も含む）、入札支援、機械メンテナンス・機械使用についての研修等

③ 他の JICA 事業との関係

民間技術普及促進事業「広域酪農地向け農業機械普及促進事業」（2014）にて農業機械（小型牧草収穫作業機群）のデモンストレーション等を実施したことを踏まえて、農業土地改良省から更なる協力の要望を受けている。現在、酪農分野では「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト」（2015-2016）を実施中であり、また、「チュイ州搾乳衛生能力改善プロジェクト」（2016-2021）を実施予定であることから、本事業は、これらの事業と並んで、乳・乳製品のバリューチェーン（原料生産から輸出まで）強化に資する支援の一環となる。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：農業土地改良省（Ministry of Agriculture and Land Reclamation）及び国立農業銀行（Aiyi Bank）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：協力準備調査にて確認。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：小規模農家に対する貧困削減の視点に鑑み、本事業では、他ドナーとの差別化を図る。詳細は調査にて確認。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

対エジプト無償資金協力「ダマンフル農業機械化センター近代化計画」(2007年)の事後評価結果等から、実施機関の農業土地開拓省による予算削減及び2011年1月の革命以降の農機貸出サービス・研修サービスからの収入減少による財政面の問題が、運営維持管理に支障を来していると指摘されている。

キルギス共和国も旧ソ連崩壊後の農業土地改良省の予算は、恒常的に不足していることから、本事業では、上記教訓を踏まえ、農民が使用する機械を良好な状態に保つために、持続可能な維持管理システムについて財政面を含め十分に検討することとする。

以 上

[別添資料] 地図

農業機械化による粗飼料生産強化計画 地図

